本件ニ関シテハ宮島事件ヲ醸シタルガ如キ右松原、小泉ノ従ハ
ニ依ル関係ノ其ノ手続ヲ践ミタルモノニシテ全部当時ヨリ野田勘
助ニ於テ此等ノ関係書類ヲ保管シ会合ニ[illegible]解決ヲ図リ以テ覚
書ノ謄写シテ備付ケ保管ヲ求メシモ之ニ応ゼズ[illegible]
ヲ主張シ隠蔽ニ陥リタルガ如キ事実アリ一般ノ疑惑ヲ招
クニ至リタル次第ナリ
以上ノ如ク松原、小泉、松井、小泉、山口ハ争議団幹部
トシテ会社ニ出頭シ従業員協同会ト交渉ニ関シ保田氏
会社重役及事務所長横井氏等ト会見シ松原
ヨリ争議団ニ対スル示談ノ覚書案ヲ示シ之ニ
依リ当事者間ニ協議ノ結果保田氏一派ノ[illegible]
横井氏[illegible]一切ノ権限ヲ委任シ本件十時頃ニ
正式ニ解決ノ覚書ヲ調印スルニ至レリ

覚書

昭和二年九月十六日以来継続シタル野田醤油株式会社ノ
労働争議ハ今回当事者双方ノ間ニ左記協定成立シ左
記各項ニ依リ円満ニ解決セリ

一、争議ハ昭和三年四月二十日限リ之ヲ解決ス

二、会社ハ争議解雇者中ヨリ詮衡ノ
上若干名ヲ採用ス

三、会社ハ解雇者ニ対シ左記ノ標準ニ依リ解雇手当並ニ
別ニ協助費ヲ支給ス

(イ)工場法施行令第二十七条ニ依ル解雇者ニ対シ解雇手当一人
平均金二百円宛ヲ贈ル

(第六十一条 懲戒ハ左ノ四項トシ情状ニ依リ之ヲ行フ
一、譴責 二、減俸 三、出勤停止

財団法人 協調会